

# ハツ場ダム住民訴訟

## 1都5県 FAXニュース

第4号(05年5月16日)

東京・群馬・埼玉・栃木・茨城・千葉

【群馬の会】4月15日第2回の裁判が開かれた。原告側19人、被告側17人、傍聴席はほぼ満杯。被告側の証拠書類提出後、福田弁護士「予定期限内(H22)に完成するには毎年約450億円の予算が必要だが、今年予算は280億円である。実現可能か。」との発言に対し、次回までに双方とも文書で出すように」と裁判官。次回は7月15日(金)11時。ひき続き、弁護士会館にて弁護団より説明(参加者約43名)。参加者からの意見・質疑応答の後、奈良大滝ダム42年目の裏切り」を放映。(真下)

【栃木の会】南摩・ハツ場・湯西川ダム訴訟の第2回は4月14日開廷。原告は「ダム使用権を返上すべき」と主張しているが、被告は「水資源機構法にはダム使用権という概念自体が存在しない」「地方自治法上の財産に該当しない」と主張。今後は「これらのダムがムダな理由は何か」を争っていく予定。次回は6月16日(木)10時。湯西川ダム訴訟の第2回は4月20日に開廷。被告を水道事業管理者から宇都宮市長に変更する申立書を提出し許可された。次回は7月6日(水)10時。(葛谷)

【東京の会】4月20日の第2回裁判で、都側は約束していたダムの不要論、危険性に関する反論を回避し、門前払いを主張。原告側はこれに抗議。裁判長は、違法性を問えるか問題となっている公金支出の根拠と手続きについて、被告側に次回説明するよう求めた。その第3回裁判は6月3日1時15分より東京地裁606法廷(15分程) 続けて弁護士会館で説明会の予定。5月28日江戸川グリーンパレス学習会(2時、300円)へもぜひ。講師は嶋津暉之氏。(深澤)

【埼玉の会】5月11日の第2回裁判も傍聴者で満席。再び原告3人が陳述した。ハツ場ダム建設の根拠の一つである利根川利水の上位計画(フルプラン)が2000年で期限切れしたまま未策定であること、河川法改正後8年でいまだに、旧法の経過措置で「みなし河川整備計画」のみであること、環境破壊、地すべりの危険性を訴えた。また、県が県民に対する説明責任を放棄し、形骸化した監査委員の実態をも糾弾した。(藤永)

【千葉の会】5月13日柏市で学習会を開催。参加者は柏市職員も含め50人を超え、まずまずの入りで一安心。藤原さんからは今後の裁判で特に問題になると思われる遊休水利権と基本高水を決定する流れなど。村越さんからはPPでの地質や水需要予測の問題点などの説明があり、参加者から「解っているようで解らなかつたことがよく解った」と好評だった。今後は5月27日の第2回裁判に向け、傍聴の呼びかけ、18日の弁護団との打ち合わせを予定。(中村)

【茨城の会】第3回裁判に向け、茨城は学習会ラッシュだ。5月22日(日)10時 茨城県母親大会分科会「霞ヶ浦導水事業とハツ場ダム」県立土浦第二高校 5月28日(土)14時 茨城県民と霞ヶ浦とハツ場ダム」霞ヶ浦文化体育館 5月29日(日)13時30分 STOP THE ハツ場ダム」アルス集会室(つくば中央図書館)。そして6月14日(火)午後1時30分 第3回裁判 水戸地裁を迎える。茨城は熱く燃えている。(神原)

**予定地の(群馬県長野原町)今:** 水没予定地の代表らは、5月10日、国が提示した代替地分譲基準に合意する方針を発表。40年にわたる国と地元との厳しい交渉が、これですべて終了したことになる。しかし、V字谷の中腹に造成中の代替地は完成にほど遠く、ライフラインも未整備。分譲価格は水没地の補償金と等価交換とされる。借地・借家層は生活再建のメドが立たず、将来に対する生活不安は極に達している。相次ぐ住民流出で、当初340戸だった世帯数は100戸あまりにまで減少。地域の崩壊が静かに進行している。(ハツ場ダムを考える会)

発行: ハツ場ダムをストップさせる市民連絡会 / ハツ場ダム住民訴訟弁護団 / ハツ場ダムを考える会  
<http://www.yamba-net.org/> <http://www.yamba.sakura.ne.jp/> 連絡先 042-341-7524 (深澤) 048-825-3291 (藤永)